

懲戒処分の公表について

この度、2022年3月3日に、下記の対象者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 対象者

所属・職位 : 立命館大学 教授

2. 処分内容

減給 減給額は、労働基準法第91条に定める範囲内とし、「平均賃金1日分の2分の1」とする。

3. 根拠規程

学校法人立命館教職員就業規則第61条第1項第2号による。

4. 処分の年月日

2022年3月3日

5. 処分事由

本件対象者の一連の行為は「立命館大学ならびに学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校ハラスメント防止に関する規程」第2条（定義）(1)「セクシュアル・ハラスメント」にあたり、学校法人立命館教職員就業規則第60条第1項第1号「この規則その他法人の定める諸規程または法令に違反したとき。」、同第60条第1項第7号「ハラスメント行為があったとき。」および同第60条第1項第10号「前各号に準ずる行為があったとき。」に該当する。

6. 事案の概要（事実概要）

本件対象者は、大学教員として学生が卒業したのちにもその学習・研究の環境を支援すべき立場であるにもかかわらず、元教え子に対し、配慮を欠く性的な言辞を行い、自分自身の感情のみを優先した一方的な性的メッセージを発信し続け、逆にその学習・研究活動に支障を生じさせた。

(以上)